



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年8月1日火曜日 第430号

◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 756

告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 757

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 757

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 758

公聴会の開催..... (都市計画課) ... 758

指定障害児通所支援事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 758

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 758

道路の供用開始(県道美川川内線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 759

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (障がい福祉課) ... 759

公 告

愛媛県武道館の指定管理者の募集..... (地域スポーツ課) ... 761

愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集..... (文化振興課) ... 762

愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集..... (") ... 763

萬翠荘の指定管理者の募集..... (") ... 765

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の募集..... (まなび推進課) ... 766

愛媛県総合科学博物館の指定管理者の募集..... (") ... 768

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の募集..... (") ... 769

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集..... (保健福祉課) ... 771

ファミリーハウスあいの指定管理者の募集..... (健康増進課) ... 772

愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の募集..... (男女参画・子育て支援課) ... 773

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の募集..... (") ... 775

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集..... (") ... 776

愛媛県身体障がい者福祉センター及び愛媛県障がい者更生センターの指定管理者の募集..... (障がい福祉課) ... 778

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集..... (") ... 779

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集..... (長寿介護課) ... 780

愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集..... (産業政策課) ... 782

テクノプラザ愛媛の指定管理者の募集..... (産業創出課) ... 783

えひめ森林公園の指定管理者の募集..... (森林整備課) ... 784

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集..... (港湾海岸課) ... 786

愛媛県立都市公園(道後公園)の指定管理者の募集..... (都市整備課) ... 787

愛媛県立都市公園(総合運動公園)の指定管理者の募集..... (") ... 788

愛媛県立都市公園(とべ動物園)の指定管理者の募集..... (") ... 789

愛媛県立都市公園(南予レクリエーション都市公園)の指定管理者の募集..... (") ... 790

規 則

○愛媛県規則第38号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書

省略

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 障害児入所医療を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児入所医療負担上限月額及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20第2項第2号の内閣総理大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類

(3)~(5) 省略

様式第12号の2(第8条の2関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 障害児入所医療を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児入所医療負担上限月額及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20第2項第2号の内閣総理大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類

(3)~(5) 省略

改正前

様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書

省略

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 障害児入所医療を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児入所医療負担上限月額及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20第2項第2号の厚生労働大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類

(3)~(5) 省略

様式第12号の2(第8条の2関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 障害児入所医療を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児入所医療負担上限月額及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20第2項第2号の厚生労働大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類

(3)~(5) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第860号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇和島市	令和8年7月31日まで

○愛媛県告示第861号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス宇和島南店
宇和島市宮下字三百田甲1323番2、1324番2、1325番2、1326番2、1329番3、1368番1、1369番1、1369番3、1369番4、1370番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年3月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,207.36平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
45台

イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積

27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和5年7月21日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第862号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（数値地形図修正）

2 作業期間 令和5年7月12日から

令和6年3月15日まで

3 作業地域 今治市都市計画区域（島嶼部を除く）

○愛媛県告示第863号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和5年8月22日（火）19時から

2 場所 愛媛県四国中央市川之江町4069-1

川之江ふれあい交流センター1階大会議室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

四国中央都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

四国中央都市計画道路中3・2・1塩谷川東線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和5年8月17日（木）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目1-2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話089-912-2738）

○愛媛県告示第864号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851500169	株式会社 s f .	愛媛県東温市志津川106番地・孔雀館103号	佐野涼香	放課後等デイサービス	ツムグ志津川ひろば	愛媛県東温市志津川106番地・孔雀館103号	令和5年7月18日

○愛媛県告示第865号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年8月1日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第11号 令和5年7月21日	伊予郡松前町大字上高柳字上利水395番3	松山市余戸中4丁目4番27号 シャームゾン森205号 眞木亮輔 眞木南奈

○愛媛県告示第866号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年8月1日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第12号 令和5年7月21日	伊予郡松前町大字徳丸字恵美子685番1	伊予郡松前町大字神崎690番地1 コーボ平田1F 田中洋輝

○愛媛県告示第867号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1596番5から 同町直瀬甲5364番2まで	令和5年8月1日

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第6(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					別表第6(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			専決者					専決者	
			福祉 政策 統括 監	局長 課長 主幹				福祉 政策 統括 監	局長 課長 主幹

障 が い 福 祉 課	1 省略				
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。 (1) 報告の徴収及び立入検査の主務大臣等への要求（第51条の3第3項、第51条の32第3項）			
		(2) 省略			
		4～6 省略			
		7 都道府県障害福祉計画に関すること。 (1) 策定及び変更等（第89条第1項、第10項、第89条の2） (2) 愛媛県障がい者自立支援協議会の意見の聴取（第89条第8項） (3) 愛媛県障がい者施策推進協議会の意見の聴取（第89条第9項）			
		8・9 省略			
	3 省略				
	4 児童福祉法の施行に関する事務	1 省略			
		2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。 (1) 報告の徴収及び立入検査の内閣総理大臣等への要求（第21条の5の27第3項、第24条の19の2） (2) 省略			
	3・4 省略				
	5 都道府県障害児福祉計画に関すること。 (1) 策定及び変更等（第33条の22第1項、第9項、第33条の23） (2) 愛媛県障がい者自立支援協議会の意見の聴取（第33条の22第7項） (3) 愛媛県障がい者施策推進協議会の意見の聴取（第33条の22第8項）				
	6～10 省略				

障 が い 福 祉 課	1 省略				
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。 (1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣等への要求（第51条の3第3項、第51条の32第3項）			
		(2) 省略			
		4～6 省略			
		7 都道府県障害福祉計画に関すること。 (1) 策定及び変更等（第89条第1項、第9項、第89条の2） (2) 愛媛県障がい者自立支援協議会の意見の聴取（第89条第7項） (3) 愛媛県障がい者施策推進協議会の意見の聴取（第89条第8項）			
		8・9 省略			
	3 省略				
	4 児童福祉法の施行に関する事務	1 省略			
		2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。 (1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣等への要求（第21条の5の27第3項、第24条の19の2） (2) 省略			
	3・4 省略				
	5 都道府県障害児福祉計画に関すること。 (1) 策定及び変更等（第33条の22第1項、第8項、第33条の23） (2) 愛媛県障がい者自立支援協議会の意見の聴取（第33条の22第6項） (3) 愛媛県障がい者施策推進協議会の意見の聴取（第33条の22第7項）				
	6～10 省略				

5～11 省
略

5～11 省
略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県武道館の指定管理者の募集について

愛媛県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県武道館（以下「武道館」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市市坪西町551番地
2 設置目的	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導
3 施設規模	(1) 規模 ア 設置許可面積 33,978.50㎡ イ 建築面積 10,299.64㎡ ウ 延床面積 17,499.84㎡ エ 駐車場面積 6,590.77㎡ (2) 構造 木造一部鉄筋コンクリート造（地下1階、地上4階） (3) 施設内容 主道場（柔道場又は剣道場8面設置可能・多目的利用可能、観客席2階2,932席・1階フロア臨時席約3,600席設置可能） 柔道場（3面常設、観客席278席） 剣道場（3面常設、観客席278席） 副道場（各種武道場2面常設、観客席132席） トレーニング室（各種トレーニング機器設置） 会議室（3室） (4) 駐車台数 219台（正面駐車場72台（うち身体障害者用6台）、東側駐車場147台（うち大型バス専用5台））
4 業務概要	(1) スポーツ行事の実施に関する業務 (2) スポーツに関する情報の収集及び提供に関する業務 (3) 体力の保持及び増進に関する相談及び指導に関する業務 (4) 施設の提供に関する業務 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 武道館の業務の実施に関する業務
- (2) 武道館の利用の許可に関する業務
- (3) 武道館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 武道館の利用の促進に関する業務
- (5) 武道館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県武道館管理条例（平成17年愛媛県条例第72号）の規定によるほか、武道館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有する者は、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、武道館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

武道館の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請することとする。ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月24日（木）から同月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア 武道館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ 武道館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 武道館の管理運営に関する事業計画書及び武道館の管理運営に関する収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から同月29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化局スポーツ局地域スポーツ課スポーツ企画グループ

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県民文化会館の指定管理者の募集について

愛媛県民文化会館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県民文化会館（以下「会館」という。）の概要

1 所在地	本館 愛媛県松山市道後町二丁目5番1号 別館 愛媛県松山市道後町二丁目9番14号
2 設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	本館 (1) 規模 ア 敷地面積 23,569.65㎡ イ 建築面積 11,336.91㎡ ウ 延床面積 41,651.39㎡ エ 西側駐車場面積 3,328㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 （地下2階、地上5階） (3) 施設内容 メインホール（2,725席、うち車椅子席10席） サブホール（912席、うち車椅子席8席） 多目的ホール（真珠の間） リハーサル室（4室） 楽屋（27室） 会議室（9室） (4) 駐車台数 303台（地下95台（うち身体障害者用4台）、 地上88台（うち身体障害者用4台）、西側120台） 別館 (1) 規模 ア 敷地面積 5,002.39㎡ イ 建築面積 2,125.70㎡ ウ 延床面積 2,125.70㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋 (3) 施設内容 会議室（11室） (4) 駐車台数 11台
4 業務概要	(1) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 会館の業務の実施に関する業務
- (2) 会館の利用の許可に関する業務
- (3) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 会館の利用の促進に関する業務
- (5) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号）の規定によるほか、会館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、会館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもの

のうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保護人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い
会館の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項
参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月25日（金）から同月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準
ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 会館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から同月29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県観光スポーツ文化局文化局文化振興課文化施設係
電話番号 (089) 947 - 5480

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集について

愛媛県生活文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 愛媛県生活文化センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市北持田町139番地2
2 設置目的	県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 2,570.63㎡ イ 建築面積 937.35㎡ （茶室の面積を除く。） ウ 延床面積 2,458.70㎡ （茶室の面積を除く。） エ 茶室「和松庵」 建築面積 86.51㎡ オ 駐車場面積 958.55㎡ (2) 構造

	ア 鉄筋コンクリート造 (一部地下1階、地上3階) イ 茶室 木造瓦葺平屋建 (3) 施設内容 大広間 152畳(300人収容) 第1研修室(100人) 第2研修室(80人) 第3研修室(20人) 小会議室(12人) 中会議室(16人) 調理研修室(30人) 和室(8室) 茶室(8畳、4畳半) (4) 駐車台数 40台(うち身体障害者用2台)
4 業務概要	(1) 県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事 又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県生活文化センター管理条例(平成17年愛媛県条例第70号)の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員でなくな

った日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
 ク 役員(法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 (イ) 破産者で復権を得ない者
 (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

- (2) 複数の法人等での共同申請
 サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。
- (3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月25日(金)から同月31日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がない

ことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日(金)から同月29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化局文化振興課文化施設係

電話番号 (089) 947-5480

10 その他

詳細は、募集要項による。

○ 公 告

萬翠荘の指定管理者の募集について

萬翠荘の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 萬翠荘の概要

1 所在地	愛媛県松山市一番町三丁目3番地7
2 設置目的	県民の文化財に対する理解を深めるため、歴史的建造物として保存し、公開するとともに、県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設規模	<p>(1) 規模</p> <p>ア 敷地面積 9,880.17㎡</p> <p>イ 建築面積 409.91㎡ (附属施設の面積を除く。)</p> <p>ウ 延床面積 887.58㎡ (附属施設の面積を除く。)</p> <p>エ 旧管理人舎 建築面積 45.09㎡</p> <p>オ 収蔵庫 建築面積 74.54㎡</p> <p>カ 茶店 建築面積 53.97㎡</p> <p>キ 便所 建築面積 9.98㎡</p> <p>ク ポンプ室 建築面積 8.75㎡</p> <p>ケ ログハウス 建築面積 12.00㎡</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造、スレートぶき (地下1階、地上3階)</p> <p>イ 旧管理人舎 木造平屋建て、スレートぶき</p> <p>ウ 収蔵庫 鉄筋コンクリート造3階建て、瓦ぶき</p> <p>エ 茶店 木造平屋建て、瓦ぶき</p> <p>オ 便所 コンクリートブロック造平屋建て、瓦ぶき</p> <p>カ ポンプ室 鉄筋コンクリート造平屋建て</p> <p>キ ログハウス 木造平屋建て</p> <p>(3) 施設内容 萬翠荘展示室(9室)</p> <p>(4) 駐車台数 約10台</p>
4 業務概要	<p>(1) 萬翠荘の公開に関すること。</p> <p>(2) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。</p> <p>(3) その他必要な業務</p>

2 指定管理者の業務

- (1) 萬翠荘の業務の実施に関する業務
- (2) 萬翠荘の利用の許可に関する業務
- (3) 萬翠荘の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 萬翠荘の利用の促進に関する業務
- (5) 萬翠荘の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

萬翠荘管理条例(平成20年愛媛県条例第34号)の規定によるほか、萬翠荘の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、萬翠荘の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員(法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

萬翠荘の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月25日（金）から同月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 萬翠荘の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 萬翠荘の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する可能性がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 萬翠荘の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から同月29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 愛媛県観光スポーツ文化局文化振興課文化施設係
 電話番号 (089) 947 - 5480

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の募集について

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 愛媛県生涯学習センター（以下「学習センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市上野町甲650番地
2 設置目的	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供を行う。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 建物敷地（愛媛県総合教育センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの敷地を含む。） 21,950㎡ グラウンド・駐車場敷地 23,268㎡ イ 延床面積 12,845㎡ (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上4階、地下1階） (3) 施設内容 県民小劇場（505席） レッスン室（2室） パソコン演習室（21台） 研修室（6室） 図書室（349㎡） アトリウム（584㎡） 愛媛人物博物館展示室（6室） (4) 駐車台数 約350台（本館1階：講師用駐車場12台、身体障害者用駐車場2台、屋外駐車場：高齢者用駐車場10台、第一駐車場100台、第二駐車場122台、第三駐車場65台、第四駐車場60台）
4 事業概要	(1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談 (2) 生涯学習の指導者の養成 (3) 生涯学習に関する学習機会の提供 (4) 愛媛人物博物館の運営 (5) 施設の提供 (6) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) 学習センターの事業の実施に関する業務（学習情報の収集及び提供、生涯学習に関する学習機会の提供等） (2) 学習センターの利用の許可に関する業務 (3) 学習センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 学習センターの利用の促進に関する業務 (5) 学習センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務 (7) 学習センターの資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務
6 管理の基準	愛媛県生涯学習センター管理条例（平成20年愛媛県条例第25号）の規定によるほか、学習センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) えひめ青少年ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市上野町甲650番地
-------	-----------------

2 設置目的	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供を行う。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積（愛媛県総合教育センター及び学習センターの敷地を含む。） 21,950㎡ イ 延床面積 5,650㎡ (2) 構造 ア 管理研修棟 鉄筋コンクリート造（地上3階） イ 宿泊棟 鉄筋コンクリート造（地上4階） ウ 体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上1階） エ 機械室 鉄筋コンクリート造（地上1階） (3) 施設内容 ア 管理研修棟 研修打合室（14人） オリエンテーション室（90人） 音楽芸能室（90人） 研修室1（36人） 研修室2（36人） 研修室3（24人） 図書室（24人） 集会室（120人） 創作活動室（18人） 講師控室（5人） 作法室（18人） イ 宿泊棟 宿泊室（定員250人、和室7部屋、洋室41部屋） 浴室（大浴場20人程度、小浴場15人程度） 食堂（168人） ロビー・談話室（各階） ウ 体育館（30m×28m） (4) 駐車台数 12台駐車可能（その他学習センターの駐車場も利用可）
4 事業概要	(1) 青少年の団体宿泊訓練その他青少年の教育に必要な研修 (2) 家族、青少年等の体験活動の機会の提供 (3) 県民の生涯学習活動の場の提供 (4) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) ふれあいセンターの事業の実施に関する業務（青少年の団体宿泊訓練、体験活動の機会の提供等） (2) ふれあいセンターの利用の許可に関する業務 (3) ふれあいセンターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) ふれあいセンターの利用の促進に関する業務 (5) ふれあいセンターの施設等の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	えひめ青少年ふれあいセンター管理条例（平成20年愛媛県条例第29号）の規定によるほか、ふれあいセンターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする学習センター及びふれあいセンター（以下「両センター」という。）の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 両センターの管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。

イ 両センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団

体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
(2) 両センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
(6) 申請者の概要を記載した書類
(7) 役員名簿
(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
(10) 印鑑証明書
(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化部文化局まなび推進課生涯学習係

電話番号 (089) 947 - 5620

8 その他

詳細は、募集要項による。

○ 公 告

愛媛県総合科学博物館の指定管理者の募集について

愛媛県総合科学博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）の概要

Table with 2 columns: Item, Content. Items include location, legal position, purpose, and facilities.

Table with 2 columns: Item, Content. Items include building details and business overview.

2 指定管理者の業務

- (1) 博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、愛媛県知事が定める業務（プラネタリウムの運営、生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。）
(2) 博物館の利用の許可に関する業務
(3) 博物館の利用に係る料金の収受に関する業務
(4) 博物館の利用の促進に関する業務
(5) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
(6) その他知事が定める業務
(7) 博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県総合科学博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第26号）の規定によるほか、博物館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする博物館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等を行っている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づ

く入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項
参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準
ア 博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法
外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 博物館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類

- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県観光スポーツ文化局文化局まなび推進課生涯学習係
電話番号 (089) 947 - 5620

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の募集について

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 愛媛県歴史文化博物館（以下「博物館」という。）の概要

1 所在地	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目11番地2
2 法的位置付け	博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく登録博物館
3 設置目的	本県の歴史文化に関する資料の収集や保存・展示、調査研究を行うとともに、各種普及啓発事業を通じ、県民に歴史文化を学ぶ機会を提供し、個性豊かな文化の創造に資する。
4 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 64,431㎡ イ 延床面積 18,036㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造又は木造 地上3階） (3) 施設内容 常設展示室（歴史展示室1～4、民俗展示室1～3、考古展示室、文書展示室、新常設展示室） 企画展示室 こども歴史館 多目的ホール（観客席296席） 図書室（ビデオブース） 研修室（3室） ミーティングルーム（2室） 研究室 文書閲覧室 スタジオ 録音室 収蔵庫（5室） 収蔵管理室 くん蒸室 保存処理室 館長室 名誉館長室 事務室

	会議室 体験学習室 授乳室 エントランスホール (4) 駐車台数 164台(うち大型バス専用8台)
5 事業概要	(1) 博物館法第3条に規定する事業 (2) 生涯学習の促進及び援助 (3) 施設の提供 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、知事が定める業務(生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。)
- (2) 博物館の利用の許可に関する業務
- (3) 博物館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 博物館の利用の促進に関する業務
- (5) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務
- (7) 博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)の規定によるほか、博物館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする博物館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに

該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合があります。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等(以下「申請者」という。)は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 博物館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日(金)から29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県観光スポーツ文化局文化局まなび推進課生涯学習係
電話番号 (089) 947 - 5620

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集について

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県総合社会福祉会館（以下「会館」という。）の概要

1 所在地	松山市持田町三丁目8番15号
2 設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 2,476.29㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造4階建て (3) 延床面積 本棟5,510.19㎡ (4) 建築年月 平成6年11月
4 業務概要	(1) 福祉に関する情報の提供、相談及び研修 (2) 介護に関する知識、技術及び機器の普及 (3) 福祉に関するボランティア活動の促進 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設を提供 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 介護に関する知識、技術及び機器の普及に関する業務
- (2) 各種の行事又は集会に必要な施設の利用に関する業務
- (3) その他必要な業務（(1)及び(2)に関するもの）
- (4) 会館の利用の許可に関する業務
- (5) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (6) 会館の利用の促進に関する業務
- (7) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (8) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県総合社会福祉会館管理条例（平成17年愛媛県条例第52号）の規定によるほか、会館の管理運営に当たっては関係法令を順守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切に会館の管理運営を行うことができ、会館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問わないが、個人での申請はできないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成

11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ハ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定すること。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認められた場合に限り、変更できるものとする。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムの全ての構成員が(1)の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

会館の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書

留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 会館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日(金)から29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係

電話番号 (089) 912 - 2383

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

ファミリーハウスあいの指定管理者の募集について

ファミリーハウスあいの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)の概要
- (1) 所在地
- 愛媛県松山市室町74番地2
- (2) 面積

- 186.11㎡
- (3) 建物の規模及び概要
- 木造2階建て 200.45㎡
- ア 宿泊室 5室(和室3、洋室2)
- イ プレイルーム
- ウ 洗濯室
- エ 事務室兼相談室
- (4) 設置目的
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。
- (5) 業務概要
- ア 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。
- イ その他必要な業務
- 2 指定管理者の業務
- (1) ファミリーハウスの事業の実施に関する業務
- (2) ファミリーハウスの利用の許可に関する業務
- (3) ファミリーハウスの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) ファミリーハウスの利用の促進に関する業務
- (5) ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務
- 3 管理の基準
- ファミリーハウスあい管理条例(平成17年愛媛県条例第53号。)の規定によるほか、ファミリーハウスの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 4 指定期間
- 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)
- 5 申請資格等
- (1) 申請資格
- 指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切にファミリーハウスの管理運営を行うことができる愛媛県内に事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。
- また、申請に当たっては、あらかじめファミリーハウスの指定管理者に係る参加意思表明書を提出しておく必要がある。
- ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若し

くは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定する。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムの全ての構成員が(1)の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

ファミリーハウスの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用し申請できるものとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ファミリーハウスの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ ファミリーハウスの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果を基に、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) ファミリーハウスの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課母子保健係

電話番号 089 - 912 - 2405

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の募集について

愛媛県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市山越町450番地
2 設置目的	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、被害者に関する各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。

<p>3 施設概要</p>	<p>(1) 敷地面積 4,983.9㎡ (2) 建物鉄筋コンクリート3階建て(延床面積 4,549.56㎡) ア 1階 多目的ホール、ワーキングルーム、男女共同参画センター事務室等 イ 2階 視聴覚室、会議室(1~3)、図書情報資料室等 ウ 3階 レクリエーション室、研修室、和室、茶室等 エ その他 地下室、塔屋等 (3) 駐車台数 乗用車40台 (4) 開館年月日 昭和62年11月1日</p>
<p>4 業務概要</p>	<p>(1) 各種の研修及び相談並びに学習の機会の提供に関すること。 (2) 情報の収集及び発信に関すること。 (3) 女性の文化活動、地域活動等への援助に関すること。 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (5) その他必要な業務 (6) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務(相談、指導及び情報の提供その他の援助)</p>

2 指定管理者の業務

- (1) センターの事業の実施に関する業務(愛媛県男女共同参画センター管理条例(平成17年愛媛県条例第49号。以下「管理条例」という。)第2条に掲げる業務)
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

管理条例の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を有する(又は設ける予定である)など緊急時における迅速な連絡・対応体制が確保・整備できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)のうち、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人等で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している

法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等(以下「申請者」という。)は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課男女参画グループ

電話番号 (089) 912 - 2332

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の募集について

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) えひめこどもの城（以下「こどもの城」という。）

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙108番地1 (松山市西野町及び砥部町宮内にまたがる区域)
2 法的位置付け	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設
3 設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。
4 施設概要	(1) 面積 約34.6ha (2) 体験施設（約31.2ha） ア こどものまちゾーン 大型児童館 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 4,072.22㎡ イ イベント広場ゾーン 芝生広場、くわがたのステージ等 ウ 創造の丘ゾーン 創作工房、ハーブ園、花の丘等 エ 冒険の丘ゾーン 冒険ステーション、てっぺんとり等で オ ふれあいの森ゾーン

	森のとりで、森の広場等 (3) その他（約3.4ha） 駐車場等
5 事業概要	(1) 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供 (2) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成 (3) 施設及び遊具の提供 (4) その他必要な業務
6 指定管理者の業務	(1) こどもの城の事業の実施に関する業務 (2) こどもの城の利用の許可に関する業務 (3) こどもの城の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) こどもの城の施設及び遊具の利用の促進に関する業務 (5) こどもの城の施設、遊具、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
7 管理の基準	えひめこどもの城管理条例（平成17年愛媛県条例第27号）第4条から第17条までの規定によるほか、こどもの城の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 愛媛県体験型環境学習センター（以下「センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内
2 設置目的	地球温暖化の防止などに対する県民の環境保全意識の向上を図ることを目的に、体験型環境学習の場の提供や県民の環境学習等の支援を行う。
3 施設概要	(1) 構造 木造平屋造り（延床面積319.89㎡） (2) 施設内容 ア 親子エコライフ室 イ エコ活動支援室 ウ エコ製品展示コーナー等 (3) 主な設備 ア 太陽光発電設備 イ 太陽熱利用システム ウ 雨水循環設備 エ 屋上緑化設備 オ 風力発電設備
4 事業概要	(1) 住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場の提供 (2) 環境学習及び環境保全活動の支援 (3) 環境に関する情報の収集及び提供 (4) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) センターの事業の実施に関する業務 (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの施設の利用の促進に関する業務 (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務 (5) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県体験型環境学習センター管理条例（平成17年愛媛県条例第21号）第4条から第13条までの規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は

置こうとするこどもの城及びセンターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い
こどもの城及びセンターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会へのこれらの施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項
参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア こどもの城及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。

イ こどもの城及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効

率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) こどもの城の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (6) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請者の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 愛媛県税について、未納がないことの証明書
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）の執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課子ども健全育成グループ
電話番号（089）912 - 2448

8 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集について

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県立愛媛母子生活支援センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市道後今市12番30号
2 法的位置付け	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設
3 設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進

	のためにその生活を支援する。
4 施設概要	(1) 規模・構造 鉄筋コンクリート造3階建て (2) 敷地面積 1,328.92㎡ (3) 建物面積 1,245.90㎡ (1階:458.93㎡) (2階:394.87㎡) (3階:392.10㎡)
5 業務概要	(1) 入所による保護 (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導 (3) 自立の促進のために必要な生活の支援 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務
- (2) センターの施設、付属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例（平成17年愛媛県条例第55号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有する者は、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人で、次の要件をいずれも満たすものとする。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、同法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の運営実績があり、母子生活支援施設の運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力、資力等を有するもの。

イ 次のいずれにも該当しないもの。

- (ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人
- (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき再生又は破産手続等をしている法人
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人
- (ク) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人
 - a 成年被後見人又は被保佐人

- b 破産者で復権を得ないもの
- c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

ウ 県内に事務所を置くもの。

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人の財産記録、貸借対照表、事業報告書、資金収支計算書及び事業活動収支計画書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人の概要を記載した書類（第一種社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から9月29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課児童・婦人施設係

電話番号 (089) 912 - 2414

10 その他

詳細は、募集要項による。

○ 公 告

愛媛県身体障がい者福祉センター及び愛媛県障がい者更生センターの指定管理者の募集について

愛媛県身体障がい者福祉センター及び愛媛県障がい者更生センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 愛媛県身体障がい者福祉センター（以下「身障センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち身体障害者福祉センターA型（無料又は低額な料金を、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設）
3 設置目的	身体に障がいのある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建（アリーナ、屋外機能回復訓練場、運動療法室等） (2) 駐車場 乗用車49台（うち身体障がい者用6台） (3) 運動場 フィールド、器具庫、便所、バックネット等
5 業務概要	(1) 身体障害者の更生のために必要な各種相談に関すること。 (2) 身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関すること。 (3) 身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。 (4) 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関すること。 (5) その他身体障害者福祉事業に関すること。
6 指定管理者の業務	(1) 身障センターの事業の実施に関する業務 (2) 身障センターの利用の許可に関する業務 (3) 身障センターの利用の促進に関する業務 (4) 身障センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (5) その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県身体障がい者福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第56号）の規定によるほか、身障センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 愛媛県障がい者更生センター（以下「更生センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち障がい者更生センター（身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設）
3 設置目的	身体に障がいのある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。

4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建 ・宿泊：宿泊室11室、定員45人 ・浴場（温泉）、食堂、大広間等 (2) 駐車場 乗用車9台（身障センターと共用あり）
5 業務概要	(1) 宿泊、休養等の施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務
6 指定管理者の業務	(1) 更生センターの事業の実施に関する業務 (2) 更生センターの利用の許可に関する業務 (3) 更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 更生センターの利用の促進に関する業務 (5) 更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県障がい者更生センター管理条例（平成17年愛媛県条例第57号）の規定によるほか、更生センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有し、身障センター及び更生センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ハ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団排除措置事由に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 身障センター及び更生センターの管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。

イ 身障センター及び更生センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 身障センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 更生センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (8) 役員名簿
- (9) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい施設係
 電話番号 (089) 912 - 2421

8 その他

詳細は、募集要項による。

〇公 告

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集について

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県視聴覚福祉センター（以下「視聴覚センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市本町6丁目11番5号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設（無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設）
3 設置目的	視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建（多目的ホール、ビデオ制作室、書庫等） (2) 駐車場 乗用車20台（うち身体障がい者用2台）
5 業務概要	(1) 点字図書館に関すること。 (2) 点字図書及び視覚障害者用の録音物の製作並びに点字出版に関すること。 (3) 聴覚障害者情報提供施設に関すること。 (4) 聴覚障害者用の録画物の製作に関すること。 (5) 視聴覚障害者の各種相談に関すること。 (6) 点字奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。 (7) 視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。 (8) 視覚障害者の生活訓練に関すること。 (9) 聴覚障害者の聴能訓練に関すること。 (10) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (11) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 視聴覚センターの事業の実施に関する業務
- (2) 視聴覚センターの利用の許可に関する業務
- (3) 視聴覚センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 視聴覚センターの利用の促進に関する業務
- (5) 視聴覚センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第58号）の規定によるほか、視聴覚センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有し、視聴覚センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 視聴覚センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 視聴覚センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい施設係
電話番号（089）912 - 2421

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集について

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 愛媛県在宅介護研修センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	松山市末町甲9番地1
2 設置目的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談や情報の提供等を行う。
3 施設概要	(1) 敷地面積 1,710.81㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造銅板ぶき4階建て 延床面積 1,119.10㎡ (3) 建築年月：昭和61年3月
4 業務概要	(1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティアなど一般県民に対する在宅介護の研修に関すること。 (2) 介護に関する相談に関すること。 (3) 介護に関する情報の提供に関すること。 (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 研修に関する業務
- (2) 介護に関する相談に関する業務

- (3) 介護に関する情報の提供に関する業務
- (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関する業務
- (5) センターの利用の促進に関する業務
- (6) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (7) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県在宅介護研修センター管理条例（平成15年愛媛県条例第63号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（予定）

5 申請資格等

- (1) 申請資格を有するものは、指定期間中、適切にセンターの管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、愛媛県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等で、建物内の指定する場所で、法人等の自主事業としてデイサービス等の介護サービス事業を実施することが可能な法人等とし、次のいずれにも該当しないものとする。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要がある。

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問わないが、個人での申請はできない。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

- (2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複

数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定すること。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムの全ての構成員が⁽¹⁾の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請することとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
 - (10) 印鑑証明書
 - (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書
- 8 申請期間
令和5年9月22日(金)から29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。
- 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護研修係
電話番号 (089) 912 - 2338
- 10 その他
詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集について

愛媛国際貿易センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛国際貿易センター(以下「センター」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号
2 設置目的	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供する。
3 主な施設	(1) 大展示場 約4,500㎡ (2) 小展示場 約2,100㎡ (3) F A Z プラザ 約3,500㎡ (4) 小展示場屋上 約600㎡ (5) 会議室 6室 (6) 旧愛媛県物産観光センターの一部 (7) 立体駐車場 635台
4 業務概要	(1) 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務
- (7) センターが所在する建物の共用部分等の管理に関する業務

3 管理の基準

愛媛国際貿易センター管理条例(平成17年愛媛県条例第59号)の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

- (1) 申請資格
申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係

る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次の条件を満たすものとする。

- ア 愛媛県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を設置する又は設置しようとする法人等
- イ 次のいずれにも該当しない法人等

- (ア) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (キ) 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等(書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)の場合は、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
(2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
(6) 申請者の概要を記載した書類
(7) 役員名簿
(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
(10) 印鑑証明書
(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日(金)から29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等の場合は、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790-0001

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 NTT愛媛ビル2棟3階

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課貿易海運係

電話番号 (089)912-2465

10 その他

詳細は、募集要項による。

○ 公 告

テクノプラザ愛媛の指定管理者の募集について

テクノプラザ愛媛の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 テクノプラザ愛媛(以下「プラザ」という。)の概要

Table with 2 columns: Item, Details. Includes location (本館, 別館), purpose (supporting business growth), and facilities (本館, 敷地面積).

Table with 2 columns: Item, Details. Includes building specifications (鉄筋コンクリート造), main facilities (テクノホール, 会議室), and business overview (企業技術の高度化).

2 指定管理者の業務

- (1) プラザの事業の実施に関する業務(ただし、知事が定める業務を除く。)
(2) プラザの利用の許可に関する業務
(3) プラザの利用に係る料金の収受に関する業務
(4) プラザの利用の促進に関する業務
(5) プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
(6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

テクノプラザ愛媛管理条例(平成17年愛媛県条例第61号)等の規定によるほか、プラザの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、プラザの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を設置する又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

- (ア) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員（法人でない団体に代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又はこれらに準ずる信書便により、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア プラザの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ プラザの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) プラザの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿

- (8) 愛媛県税について、未納の税額がない旨の証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から9月29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課創業支援・産業DXグループ

電話番号 (089) 912 - 2472

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

えひめ森林公園の指定管理者の募集について

えひめ森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 えひめ森林公園（以下「公園」という。）の概要

1 所在地	愛媛県伊予市上三谷齒染谷山国有林並びに伊予郡砥部町七折笹ヶ平山国有林及び大谷山国有林
2 設置目的	県民が自然との触れ合いを通じて森林のもつ公益的機能と林業に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する都市近郊型森林レクリエーションの場を提供する。
3 施設概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地面積 約104ha (2) 管理施設 管理棟・森林学習展示館（1棟419.76㎡）、ログハウス（1棟 24㎡） (3) 学習展示施設 実習用苗畑（650㎡）、野外学習展示林（3.0ha）、昆虫観察飼育施設（1棟21㎡）、林間学習広場（3,000㎡）、きのこ栽培園（1,109㎡）、山菜栽培園（4,700㎡） (4) 造成園地（森） 生産の森（1.1ha）、世界の森（1.0ha）、郷土の森（1.7ha）、野鳥の森（2.2ha）、詩歌・俳諧の森（10.0ha）、特別対策緑地（7.1ha）、修景地（4.5ha）、県民参加の森（52.8ha） (5) レクリエーション施設 キャンプ場（18サイト/6,400㎡）、バンガロー（2棟19.88㎡）、林間広場（2ヶ所（第1林間広場/6,134㎡、第2林間広場/4,949㎡））、フィールドアスレチック（25ポイント）、自然観察道（9,557m）、野鳥観察小屋（1棟、24.3㎡）、ツリーハウス（1棟9.0㎡）、キャノピーウォーク（54.2m）、木製遊具等（結のブランコ1基、CLTフォトフレーム1基、みのむしベンチ3基） (6) 公共利用施設 駐車場（3ヶ所、6,927㎡）、公衆便所（3棟、61.89㎡）

4 業務概要	(1) 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供に関する事。 (2) 森林及び林業に関する資料の展示に関する事。 (3) 森林及び林業に関する学習活動の指導に関する事。 (4) 施設の提供に関する事。 (5) その他必要な業務
--------	--

2 指定管理者の業務

- (1) 公園の業務の実施に関する業務
- (2) 公園の利用の許可（「県民参加の森」以外の施設に限る。）に関する業務
- (3) 公園の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 公園の利用の促進に関する業務
- (5) 公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

えひめ森林公園管理条例（平成17年愛媛県条例第65号）の規定によるほか、公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更正手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ク 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は

その刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

公園の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、参加意思表明書を提出するものとする。

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合があります。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午

前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県農林水産部森林局森林整備課保護緑化係

電話番号 (089) 912 - 2597

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公告

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集について

松山観光港ターミナルの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村 時広

1 松山観光港ターミナル(以下「ターミナル」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市高浜五丁目2259番地1
2 設置目的	県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる、効率的で機能的な旅客施設とする。
3 施設概要	ターミナルビル(鉄骨造2階)及び高架通路 旅客施設:待合室、多目的ホール、案内所等 共用施設:衛生施設、廊下、階段、機械室等 ターミナルビルは、愛媛県と松山観光港ターミナル株式会社との共有建物であり、指定管理者の管理に係る部分は、愛媛県の指定部分のみである。

2 指定管理者の業務

- (1) 旅客施設の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること
- (2) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)第15条の5から第15条の7までの規定によるほか、ターミナルの管理に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を置き、又は置こうとするもので、ターミナルの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している

法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的な管理を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

ターミナルの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。)の場合は、9に掲げる場所へ、同日午後5時15分までの必着とする。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ターミナルの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ ターミナルの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) ターミナルの管理に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申

ことができると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 道後公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書等の経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日(金)から29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係

電話番号 (089) 912 - 2746

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立都市公園(総合運動公園)の指定管理者の募集について

愛媛県立都市公園(総合運動公園)の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 総合運動公園(とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。以下同じ。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市上野町乙46番地
2 設置目的	愛媛県のスポーツ振興を図るとともに、幅広いレクリエーション活動に対応することにより、スポーツ立県えひめの実現に貢献する施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 陸上競技場(33,590㎡、鉄筋コンクリート3階

(一部鉄骨4階)、体育館(9,046㎡主体体育館2,142㎡、補助体育館1,178㎡)、テニスコート(16,660㎡、16面(うち屋根付きテニスコート1,354.5㎡、2面))、補助競技場(19,300㎡)、球技場(19,920㎡)、弓道場(1,704㎡)、相撲場(8,000㎡)、多目的広場(12,320㎡)、キャンプ場(5,000㎡)

2 指定管理者の業務

- (1) 総合運動公園内の有料公園施設の適正な供用
- (2) 総合運動公園内の施設、備品の維持管理
- (3) その他必要な業務

3 管理の基準

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)第15条から第15条の15までの規定によるほか、総合運動公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等の団体で、総合運動公園の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき、更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱(平成12年2月23日制定)に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱(平成18年

2月8日制定)第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

総合運動公園の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 総合運動公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 総合運動公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 総合運動公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書等の経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 団体の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日(金)から29日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係

電話番号 (089) 912 - 2746

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立都市公園(とべ動物園)の指定管理者の募集について

愛媛県立都市公園(とべ動物園)の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 とべ動物園(総合運動公園の自由広場及び駐車場を含む。以下同じ。)の概要

1 所在地	愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地
2 設置目的	世界中の動物をバランスよく集め、来園者にレクリエーションを提供するとともに、希少動物の繁殖、自然環境問題への提言や情操教育、生涯学習にも貢献する施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 獣舎 カンガルー・ワラビー舎ほか35棟 管理施設 管理事務所ほか14棟 便益施設 便所ほか8棟

2 指定管理者の業務

- (1) とべ動物園並びに総合運動公園の自由広場及び駐車場の供用
- (2) 動物の飼育管理
- (3) その他必要な業務

3 管理の基準

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)第15条から第15条の15までの規定によるほか、とべ動物園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等の団体で、とべ動物園の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき、更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱(平成12年2月23日制定)に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の

規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
 カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱（平成18年2月8日制定）第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請
 サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い
 とべ動物園の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項
 参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準
 ア とべ動物園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ とべ動物園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法
 外部有識者の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) とべ動物園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書等の経営状況を明らかにする書類

- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係
 電話番号 (089) 912 - 2746

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立都市公園（南予レクリエーション都市公園）の指定管理者の募集について

愛媛県立都市公園（南予レクリエーション都市公園）の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 南予レクリエーション都市公園（以下「南レク公園」という。）の概要

1 所在地	愛媛県宇和島市津島町ほか
2 設置目的	南予地方の美しい自然と豊かな人情にあふれた風土を背景に、緑と海をテーマに「見る、楽しむ、憩う、学ぶ、鍛える」を盛り込んだレクリエーション施設として設置している。
3 施設概要	第1号公園（宇和島市津島町） 日本庭園南楽園、ローラースケート場、イベント広場、オートキャンプ場ほか 第3号公園（愛南町） 野球場、テニスコート、多目的広場、屋内運動場、球技広場、宇和海展望タワー、キャンプ場、紫電改展示館、こども動物園 ほか 第4号公園（宇和島市津島町） ゴーカート場、テニスコート ほか 第5号公園（愛南町） 御荘プール ほか 第6号公園（宇和島市日振島） キャンプ広場 ほか 第7号公園（愛南町） ジャンボスライダー、スロープカー ほか

2 指定管理者の業務

- (1) 南レク公園施設の供用
- (2) 南レク公園内の施設及び備品等の維持管理
- (3) その他必要な業務

3 管理の基準

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、南レク公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等の団体で、南レク公園の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき、更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱（平成12年2月23日制定）に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保護人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱（平成18年2月8日制定）第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

南レク公園の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 南レク公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 南レク公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 南レク公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書等の経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 団体の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係

電話番号 (089) 912 - 2746

10 その他

詳細は、募集要項による。